



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

10月1日に施行される「中小企業成長促進法」及び本年から順次施行される「雇用保険法等の一部を改正する法律」の概要をご紹介します。

◇中小企業成長促進法が施行されます。

本年10月1日から中小企業成長促進法が施行されます。同法は、中小企業に関する複数の法律を改正しようというのですが、事業承継に伴う経営者保証の解除スキームが目玉であるといえます。

1. 事業承継特別保証

従前、経営者保証の引継が事業承継にあたりネックになっていたことから、今回の法改正に先立つ本年4月1日より、**3年以内に事業承継を予定し、かつ下記の①～④の要件を満たす法人を対象として、経営者保証なく上限2.8億円の借換資金及び真水資金を信用保証協会が保証する**という制度ができていました（事業承継から3年を経過していない法人も一部利用可能）。

- ① 資産超過であること
- ② 返済緩和中ではないこと
- ③ EBITDA有利子負債倍率10倍以内
- ④ 法人と経営者の分離がなされていること

2. 経営承継借換関連保証

今回の法改正では、上記「事業承継特別保証」に上乘せする形で**更に経営者保証なく上限2.8億円**の保証を得られることとなります。

この制度の対象となる法人は、3年以内に事業承継を予定する法人であり、上記①ないし④の要件を満たした上で経済産業大臣の認定を得ることが必要です。

なお、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証ともにコロナウイルスの影響により返済緩和をしている場合には上記②の要件は除外されます。

3. コメント

政府としては上記制度の創設等により事業承継を後押ししていくようであり、海外子会社に対する貸付制度を設けたり、経営者保証ガイドラインを強化したりしています。事業承継にあたっては、このような制度も見据えつつ検討する必要があると思われます。

*

◆雇用保険法等の一部を改正する法律

高齢者、複数就業者、失業者、育児休業者等、それぞれ事情に応じた適切な支援を行うため、雇用保険法をはじめとする労働法制が改正されました。

1. 高齢者の就業機会の確保と就業の促進

(1) **65歳から70歳までの高齢者に対し、就業を確保する措置を講ずることが企業の努力義務**として定められました（令和3年4月施行）。就業確保措置とは、具体的には次のいずれかを指します。

- ・ 定年引き上げ
- ・ 継続雇用制度の導入
- ・ 定年廃止
- ・ 労使で合意した上での雇用以外の措置

(2) 65歳までの雇用確保措置の進展等を踏まえ、**高齢雇用継続給付を令和7年から縮小**されます。一方で、**65歳から70歳までの高齢者就業確保措置の導入等に対する支援が、雇用安定事業と位置づけられ、その促進が図られています**（令和7年4月、同3年4月施行）。

2. 複数就業者に対するセーフティネットの整備等

(1) **複数就業者の労災給付について、算定方法や給付対象範囲の見直し**が行われます（公布後6箇月以内に施行）。

(2) **複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者**に対し、**雇用保険が適用**されます（令和4年1月施行）。

(3) **被保険者期間の算入**に当たり、日数だけでなく**労働時間による基準**が設けられます。これにより、勤務日数が少ない者についても給付を受けられるようになります（令和2年8月施行）。

(4) **大企業**に対し、**中途採用比率の公表**が義務づけられます（令和3年4月施行）。

3. 失業者、育児休業者への給付に関する基盤整備

(1) 従前、失業等給付として位置づけられていた**育児休業給付**が、子を養育するために休業した労働者の生活、及び雇用の安定を図るための給付として位置づけられます（令和2年4月施行）。

(2) 雇用保険について次の措置が講じられます（令和2年4月施行）。

① **育児休業給付の保険料率（0.4%）**を設定し、**育児休業給付資金**を創設する。

② **失業等給付に係る保険料率の算定方法を見直し**、より弾力的な判定ができるようにする。

(3) 上記3(2)の措置を講じた上で、**令和2年から3年に限り、雇用保険の保険料率と国保負担が引き下げられます**（令和2年4月施行）。

(4) **法令上の給付額に変更が生じた場合の受給者の遺族に対する給付**については、**消滅時効を援用しないことと**されます（令和2年4月施行）。

（友成、門屋）

法務トピックス

◆改正電子帳簿保存法（令和2年10月1日施行）

電子帳簿保存法は、企業の業務効率化・ペーパーレス化を進めるため、紙で保存が義務付けられていた**税務関係の書類をデータで保存することを認めた法律**ですが、制約が多く、運用側に大きな負担がかかるという観点から導入する企業がなかなか増えませんでした。しかし、ここ数年、何度か大きな改正が行われ電子帳簿保存法の導入や活用がしやすい環境になってきています。今回の改正では、**電子取引を行った場合の電磁的記録の保存要件が緩和され、キャッシュレス決済における証憑処理が完全にペーパーレスで行えること**になります。